

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 30 日現在

機関番号：14201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24720206

研究課題名(和文) 日本語諸方言における確認要求表現の対照研究

研究課題名(英文) Contrastive Study of Confirmation Request Expressions in Japanese Dialects

研究代表者

松丸 真大 (Matsumaru, Michio)

滋賀大学・教育学部・准教授

研究者番号：30379218

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本語諸方言において「確認要求表現」と呼ばれる表現がどのような形式で表されるのか、それらの形式に意味・用法の違いはあるのか、といった観点から日本語諸方言の類型化を行おうとするものである。本研究では、青森県弘前市方言・中部方言・関西方言・山陰方言・奄美大島方言の確認要求表現の記述を行いそれらを対照することによって、終助詞「よ」に相当する形式が確認要求表現に用いられることを指摘した。そして、この「よ」タイプの形式が担う確認要求表現の諸用法を方言間で対照することにより、「よ」の意味から確認要求表現への意味拡張プロセスを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This project aims to classify Japanese dialects according to the forms of Confirmation Request Expression (CRE) such as '-janaika/-daroo/-yone') and to examine the meaning and usage of each type and form. By describing and contrasting dialects of five areas (Aomori, Chubu, Kansai, Sanin and Amami), I figured out that forms equivalent to sentence-final particle 'yo' in Standard Japanese are used for CRE in some dialects. Then, I compared and analyzed how these 'yo'-type forms are used in CRE, and I elucidated the process in which some 'yo'-type forms have assumed the meaning of CRE besides their prototype meaning of particle 'yo.'

研究分野：日本語学・言語学

キーワード：確認要求表現 否定疑問表現 推量表現 文末詞 モダリティ 対照研究

1. 研究開始当初の背景

確認要求表現とは、話し手の持つ認識を談話の場に提示して、聞き手から何らかの反応を要求する表現群のことを指す。現代標準日本語(以下「標準語」と呼ぶ)では次の例のように「(の)ではないか」「だろう」「よね」「ね」という形式で表される。

- (a) お前、少し太ったんじゃないか?
- (b) 何をする、危ないじゃないか!
- (c) お母さん、遊びに行ってもいいでしょ?
- (d) あそこのお店、なかなかおいしいよね?
- (e) 今日は寒いね。

標準語では(a)(b)の用法はそれぞれ「のではないか」「ではないか」という否定疑問を出自とする形式によって表されるが、(c)は推量形式「だろう」、(d)は文末詞「よね」、(e)は文末詞「ね」という別個の形式によって表し分けられる。

日本語諸方言に目を向けると、確認要求表現に関わる形式は、ほとんどの方言に存在するという特徴がある。例えば上記(b)を表す形式には、青森県弘前市方言のバとツキヤ、山形市方言のベシタとベ、関西方言のヤンカとガナ、中国方言のガ(またはガー)などがあり、多くの方言に備わっている。一方、山形市方言の文末詞「ハ」(渋谷勝己「山形市方言の文末詞ハ」『阪大社会言語学研究ノート』1, 1999年)や富山県礪波方言の文末詞「ゼ」(井上優「富山県礪波方言の終助詞『ゼ』の意味分析」『東北大学言語学論集』4, 1995年)の意味に相当する文末詞を他方言に見出すことは難しい。したがって、これらの終助詞が持つ意味は方言個別に記述していく必要があり、方言間で対照するには適していない。ひるがえって確認要求表現は多くの方言に備わっていることから、それに基づいて方言間の対照をおこなうことが可能になるといえる。これが方言間で確認要求表現を対照する前提である。

これまでの研究や研究代表者による記述の結果から、形式と用法の対応関係が標準語と方言とは異なること、また、方言間でも違いが見られることが分かっている。例えば標準語では、上の(a)(b)は否定疑問を出自とする「(の)ではないか」が担う。しかし、日本語諸方言では(a)(b)を(出自も音声も)全く異なる別の形式で表されることが多い。その場合、(a)に否定疑問形式が用いられ、(b)にそれ以外の形式が用いられる。また、東北方言の一部では(b)と(c)を一つの形式(ベシタ)で表すことがあるし、中部・山陰地方では(b)と(d)を一つの形式(ガネ)で表したりすることがある。さらに、京阪方言(前川朱里「『(ヤ)ガナ』と『ヤンカ』の用法機能上の相違について」『現代日本語研究』7(大阪大学文学部日本語学研究室), 2000年)や青森県弘前市方言(松丸真大「青森県弘前市方言の確認要求表現」『阪大社会言語学研究ノート』6, 2004年)では、(b)の意味を表す形式が2種類(ヤンカと

ガナ、バとツキヤ)存在する。

このように、日本語諸方言の確認要求表現は、()標準語では同じ形式で表す意味を、ある方言では別の形式で表す、逆に()標準語では別の形式で表す意味を、ある方言では1つの形式で表す、そして()ある用法で複数の形式が使い分けられる、という特徴を見せる。つまり、日本語全体の確認要求表現を記述するにあたっては、標準語だけをみていたのでは不十分であり、日本語諸方言に目を向ける必要があるのである。そして、諸方言の多様性を考慮し、方言個別的な現象と方言間で共通する現象とを整理する必要がある。これが本研究の出発点となっている。

2. 研究の目的

上記のような研究背景を踏まえ、本研究では日本語諸方言における確認要求表現の諸形式の記述を行い、それらの記述を対照することによって方言間の異同を明らかにすることを目指す。また、この確認要求表現における共通点・相違点をもとにして、方言の類型化を試みる。最終的には、現代標準語研究における確認要求表現の研究成果もこの類型の中に位置づけることによって、標準語研究と方言研究との連携を目指す。

3. 研究の方法

以上のような目的を達成するために、本研究では(1)要地方言の確認要求表現の記述、(2)方言を対照するための分析枠の整備、(3)統一的な分析枠による方言の対照、(4)日本語諸方言の類型化、の4つをおこなった。

(1) 要地方言の確認要求表現の記述

これまでにも各地の方言で文末詞や推量形式の記述は行われてきた。しかし、詳しい文法記述をおこなったものは少なく、また記述があったとしても、それぞれが独自の枠組みによって記述されているという問題が残っている。(3)の対照研究をおこなうためには、統一された枠組みによって諸方言を記述する必要がある。

そこで本研究では、中部方言、関西方言、山陰方言、鹿児島県甕島方言、奄美大島方言を対象として記述調査をおこなった。この記述調査の結果を参考にしながら対象のための分析枠の設定を進めていった。

(2) 方言を対照するための分析枠の整備

確認要求表現を表す形式は方言によって異なるため、形式を手がかりとして方言間の対照をおこなうことには限界がある。方言間で確認要求表現を比較するためには、意味・用法を基準とした共通参照枠が必要となる。本研究では標準語研究の成果を参考にしつつ、(1)でおこなった記述の成果を取り込めるような分析枠を設定した。

(3) 統一的な分析枠による方言間の対照

(1)でおこなった記述をもとに、日本語諸方言の確認要求表現に関わる形式にはどのような意味・用法があるのか、ある意味・用法はどのような形式によって表されるのか、意味・用法と形式の対応関係のうち方言間で共通するものがあるのか、という問題について整理をおこなった。(当初は、九州方言域に属する甑島方言も方言対照に含める予定であったが、記述の成果が十分ではないため、以下の類型化からは除いている)

(4) 日本語諸方言の類型化

(3)で行った方言個別的・方言普遍的な現象の整理をもとに、確認要求表現をいくつかのタイプに分類することができる。これは、日本語諸方言を確認要求表現の点から類型化することにつながる。

4. 研究成果

以下では、まず分析枠の設定(上記2)について説明する。それをふまえたうえで諸方言の記述(上記1)を参照しつつ方言の対照をおこなう(上記3)。この対照結果をもとにして方言の類型化をおこなう(上記4)。最後にこの研究が標準語研究に与える示唆について述べる。

(1) 標準語研究の整理と分析枠の設定

標準語研究では確認要求表現の研究が進んでおり、多くの蓄積がある。例えば代表的なものとして、井上優『いわゆる非分析的な否定疑問文をめぐって』『国立国語研究所報告107 研究報告集15』1994年、安達太郎『日本語否定疑問文における判断の諸相』1999年、宮崎和人『現代日本語の疑問表現』2005年などがあげられる。これらの研究は、「ではないか」(否定疑問形式)や「だろう(でしょう)」(推量形式)を中心に、その基本的意味と確認要求表現の用法とのつながりを論じたものである。このような論考は、一方方言系内で否定疑問形式や推量形式が確認要求表現の用法とどのようにつながるかを記述するために参考になる。

一方で、確認要求表現を担う複数の形式の比較を通して、確認要求表現の用法を分類したものに、三宅知宏「否定疑問文における確認要求的表現について」『現代日本語研究1』1994年、蓮沼昭子「対話における確認行為「だろう」「じゃないか」「よね」の確認用法」仁田義雄編『複文の研究(下)』1995年、がある。どちらの論文も形式の置き換えテストによって確認要求表現に関わる形式の分類を行っている点では共通する。両者の違いは、蓮沼論文が各形式の固有の用法(確認要求表現ではないものも含まれる)を求めているのに対して、三宅論文は確認要求表現(三宅の「確認要求的表現」)の下位用法を探っている点にある。そこで本研究では三宅論文をベースにして分析枠を設定する。

ただし、三宅論文の諸用法は標準語のダロ

ウ・デハナイカⅠ類・デハナイカⅡ類・ネの置き換え可能性によって設定されたものであるため、そのままでは方言の対照に用いることはできない。そこで本研究では、次の修正を加えた。

「同意要求」の細分化

三宅論文ではデハナイカⅠ類とネが置き換え可能な用法を「同意要求」としている。方言では標準語の「よね」に相当する形式も確認要求に与ることが多いが、これを扱えるようにするために「同意要求」の用法を2つに分けた(仮に「デハナイカⅠ類相当」「ヨネ相当」と名づけておく)。次のようなものである。

・[料理が出てきた]おっ、旨そう{じゃない/だね/*だよね}

【同意要求-デハナイカⅠ類相当】

・A:あの作家の作品、私、好きなのよ。

B:私も好き。いい{*じゃない/ね/よね}

【同意要求-ヨネ相当】

「認識矛盾の表明」用法の追加

後述するように、方言(特に西日本方言)において、標準語にはないタイプの形式が確認要求表現に与る。これらの形式の広がりをつめるために、「認識矛盾の表明」という、確認要求表現ではない用法を追加した。この用法は、標準語の「よ」(低く付く「よ」)に相当する意味を表し、「ではないか」では置き換えられないものである。例えば、次の上の例が「認識矛盾の表明」の例である。下の例と比べてみると分かるように、この「認識矛盾の表明」用法は、「認識の同一化要求」と接近している。

・A:料理なんて作れるの?

B:作れる{よ/*じゃない}! 黙って見ておけ。

【認識矛盾の表明】

・何をするんだ! 痛い{じゃないか/だろう/#よ}

【認識の同一化要求】

以上の修正を加えた結果、本研究では次のような分析枠を用いる。

確認要求表現の用法

確認要求

命題確認の要求

知識確認の要求

潜在的共有知識の活性化

認識の同一化要求

同意要求

「デハナイカⅠ類」相当

「ヨネ」相当

非確認要求表現の用法(形式固有の用法)

認識矛盾の表明(「よ」)

驚きの表示(「ではないか」)

推量(「だろう」)

(2) 方言間の対照

上記の分析枠を用いて方言間の対照をおこなった。対照に際しては、本研究でおこなった要地方言の記述に加えて他の研究者による確認要求表現の記述も用いた。まず方言間に共通して見られる現象について触れた後、方言間の違いについて述べる。その中から文末詞「ガ」をとりあげて述べる。

「知識確認の要求」と「命題確認の要求」標準語の確認要求では「命題確認の要求」にダロウ・デハナイカ 類、「知識確認の要求」にダロウ・デハナイカ 類というように、同一または類似の形式が用いられる。ところが方言の確認要求を見てみると、「命題確認の要求」と「知識確認の要求」を（語源的につながりのない）別の形式で表し分ける方がむしろ一般的であることが分かる。

調査結果から次のことが指摘できる。

- () 調査を行った方言では、例外なく推量形式は「知識確認の要求」と「命題確認の要求」の両方を表す。ただし、山形市方言のベシタのように推量形式に別の形式を付加することによって「知識確認の要求」だけを表すことがある。
- () 「命題確認の要求」のみを表し「知識確認の要求」を表さない形式には「(の)で(は)ない(か)」という語構成の形式か、「(ト)チガウ(カ)」（関西）、「アラン(ナ)」（奄美大島）というものがある。これらの形式は当該方言の名詞（・形容動詞）述語の否定疑問形に用いられるという点で共通する。したがって、「命題確認の要求」はどの方言でも否定疑問形式と推量形式が担うと言うことができる。
- () 逆に「知識確認の要求」のみを表し「命題確認の要求」を表さない形式としては次の種類のものがある。これらについては次節で検討する。
 - (-1) 否定疑問形式由来の形式：ヤン(カ)
 - (-2) 文末詞「ガ」：ガ(-), ガン, ガナ, ガネ
 - (-3) その他の文末詞：バ, ッキヤ, ドレ

方言において()()のような傾向が見られることから、確認要求の下位用法として「知識確認の要求」と「命題確認の要求」を設定することは、方言においても有効であると考えられる。また()の傾向から、どの方言においても推量形式は「知識確認の要求」と「命題確認の要求」の両方を表すという一般化をすることができる（現時点で例外は見つかっていない）。

「知識確認の要求」を表す方言形式
諸方言において「知識確認の要求」を表す

形式を、その他の（つまり「知識確認の要求」ではない）用法と関連づけながら整理してみると、次表のような結果になる。表中の用法 a～用法 b はそれぞれ次の用法に対応する。

- 用法 a：確認要求-命題確認の要求
- 用法 b：確認要求-知識確認の要求
- 用法 c：同意要求-「デハナイカ」類 相当
- 用法 d：同意要求-「ヨネ」相当

表1 「知識確認の要求」を表す形式の異同

	推量系	否定 疑問系	ガ系	その他
用法 a				
用法 b				
用法 c				
用法 d				

- ：当該用法を持つ
- ：当該用法を持たない
- ：方言によって用法の有無が異なる

以上から、方言には標準語に無いタイプの形式が「知識確認の要求」を表すことが分かった。一つは文末詞「ガ」を用いるタイプであり、もう一つは「その他」に分類したタイプである。「その他」タイプは、否定疑問形式系と類似した分布を見せるが、否定疑問形式系よりも狭い意味で用いられることが多い。これらの形式の意味はその形式の出自とも関わっており、方言間で共通した傾向を見せない。そのため、個別に記述していく必要がある。一方、「ガ」系文末詞は、その用法の広がり方言間で共通する。そこで次節では、この文末詞「ガ」を取りあげて、方言間の対照をおこなう。

(3) 文末詞「ガ」と確認要求表現

文末詞「ガ」は西日本一帯で用いられるとされる（藤原与一『方言文末詞 文末助詞の研究（下）』1986年）。しかし、同じ「ガ」であっても、その用いられ方は方言によって異なる。本研究では、鳥取市方言・松江市方言・奄美大島方言をとりあげ、「ガ」の意味と確認要求表現とのつながりについて考察した。（関西方言ではガナ、岐阜市方言ではガネが用いられる。これらも文末詞「ガ」を用いた形式であるが、形式がガナ・ガネで固定されているため今回の分析からは除いた）

上記方言における文末詞「ガ」の振る舞いをまとめると、下の表のようになる。表中の用法 A～用法 D は次の用法に対応する。

- 用法 A：認識矛盾の表明
- 用法 B：知識確認の要求
- 用法 C：同意要求-「ヨネ」相当
- 用法 D：同意要求-「デハナイカ」類 相当

対照の結果、諸方言の文末詞「ガ」はいずれも「認識矛盾の表明」用法を持つこと、確認要求表現の用法を持つかどうかは方言によって異なること、その用法の広がりには一

定の規則性、すなわち用法 A>B>C>D といった階層関係が見出せることが明らかになった。

表2 文末詞「ガ」の用法の対照

	鳥取市	松江市	奄美大島
用法 A			
用法 B			
用法 C			
用法 D			

○：当該用法を持つ ○：当該用法を持たない
 △：一部用法を持つ

方言対照によって明らかとなった、上記のような用法間の階層関係は、文末詞「ガ」が確認要求表現まで意味を拡張する際の順序を表していると考えられる。

(4) 方言の類型化

方言対照のところ(2)でも述べたとおり、確認要求表現を表す形式は次の3タイプに分けられる。(2)で述べた「その他」タイプは、否定疑問形式と同じ分布を示すことから、(語源は否定疑問形式ではないが)「否定疑問形式」タイプの一種と考える。

- ・ 推量形式
- ・ 否定疑問形式
- ・ 文末詞ガ

本研究では、上記3タイプの形式のうちどの形式を「知識確認の要求」に用いるかという点から類型化を試みた。推量形式はどの方言でも「知識確認の要求」を表すので、否定疑問形式タイプと文末詞「ガ」タイプを用いるか否かがポイントとなる。これらを組み合わせた結果、日本語諸方言は次の4つのタイプに類型化できそうであることがわかった。

- タイプ1：推量のみ(東北太平洋側?)
- タイプ2：推量+否定疑問(標準語・東北)
- タイプ3：推量+「ガ」(西日本)
- タイプ4：推量+否定疑問+「ガ」(関西)

(5) 本研究の意義と今後の課題

本研究の意義は次のようにまとめられる。

統一的分析枠による確認要求表現の記述

本研究では、確認要求表現という、これまであまり記述されてこなかった表現領域をとりあげ、記述をおこなった。また、この記述を統一的分析枠を用いておこなうことによって、あるいは既存の記述をこの分析枠の中で再解釈することによって、方言間の対照を可能にした。こうすることで初めて方言間の確認要求表現の異同を明らかにすることができたと考える。

標準語研究への寄与

本研究は、方言における確認要求表現の対照研究を通じて、最終的に標準語研究と方言研究との接点を探り、その連携を目指すものである。今回は標準語研究の成果を参照しつ

つ、それを方言の現象も包括できるように修正し、分析枠として用いた。その結果、文末詞「ガ」という、標準語には無いタイプの形式が確認要求表現に与ることを明らかにできた。また、この「ガ」の対照から、標準語の「よ」に相当する意味と確認要求表現の諸用法との間につながりがあることを指摘できた。この点は、本研究の大きな成果であると考えられる。

今後、肥筑方言のタイ(ター)や東北方言のツチャのような文末詞タイプの形式に記述対象を拡大していくことによって、日本語の確認要求表現を記述するための分析枠をさらに精密化していくことができると考えている。本研究は、その最初の一步に位置づけられよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計2件)

松丸真大・黒木邦彦・坂井美日・山本友美・平塚雄亮「甑島方言から考える方言類型論と方言接触論」日本語学会 2013 年度秋季大会ワークショップ、2013 年 10 月 26 日、於：静岡大学

松丸真大「方言における『知識確認の要求』」日本語文法学会第 13 回大会パネルセッション「確認要求的表現と対照方言学」(三宅知宏・松丸真大・高木千恵) 2012 年 10 月 28 日、於：名古屋大学

〔図書〕(計1件)

松丸真大「近畿周辺部におけるモダリティ表現の分布と変化」岸江信介・太田有多子・中井精一・鳥谷善史編『都市と周縁のことば 紀伊半島沿岸グロットグラム』和泉書院、2013 年 5 月 15 日、137-160 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松丸真大 (MATSUMARU, Michio)
 滋賀大学・教育学部・准教授
 研究者番号：30379218

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし